



# 宮 崎 県 公 報

平成24年7月9日(月曜日) 第2402号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁		頁
○訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (労働政策課) 1		○入札公告 (2 件) ……………	9
公 告		病 院 局 公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3 件) …… (農村整備課) 6		○入札公告 (3 件) ……………	11
○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 8		公 安 委 員 会 規 則	
○家畜人工授精講習会の開催…………… (畜産課) 8		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規	
○宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続		則……………	13
の公表…………… (建築住宅課) 8		公 安 委 員 会 公 告	
		○警備員指導教育責任者講習の実施について……………	14
		雑 報	
		○平成24年度行政書士試験の実施について……………	15

## 規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第38号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和41年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(支給対象者)	(支給対象者)
第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)又は求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。	第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、 <u>求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)</u> 又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。
(1)～(15) [略]	(1)～(15) [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
(基本手当)	(基本手当)
第4条 基本手当は、支給対象者が公共職業訓練又は職場適応訓練(以下「職業訓練」という。)を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が疾病又は負傷により引き続き14日を超えて職業訓練を受けることができなかった場合は当該14日を超える期間、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかった場合は当該職業訓練を受けなかった期間については、支給しない。	第4条 基本手当は、支給対象者が公共職業訓練、 <u>職場適応訓練又は認定職業訓練(以下「職業訓練」という。)</u> を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が疾病又は負傷により引き続き14日を超えて職業訓練を受けることができなかった場合は当該14日を超える期間、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかった場合は当該職業訓練を受けなかった期間については、支給しない。
2・3 [略]	2・3 [略]
(技能習得手当)	(技能習得手当)
第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。	第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて <u>40日分を限度として</u> 支給する。

2 受講手当の日額は、500円とする。ただし、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に訓練を受講した場合における当該期間内の受講手当の日額は、700円とする。

3～7 [略]

（受給資格の申請及び認定等）

第9条 訓練手当の支給を受けようとする者は、県内で職業訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（別記様式第1号）を、県外で公共職業訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（宮崎県出身者用）（別記様式第2号）を当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。）を経由して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の訓練手当受給資格認定申請書又は訓練手当受給資格認定申請書（宮崎県出身者用）（以下これらを「認定申請書」という。）を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当受給資格認定書（別記様式第3号）（以下「受給資格認定書」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があった場合は、すみやかに、当該職業訓練を行なう施設の長を経由して、知事に届け出るとともに前項の受給資格認定書を提出しなければならない。

4 [略]

（訓練手当の支給）

第10条 前条第2項の規定により受給資格を有すると認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、前月分の訓練手当について毎月5日までに（12月分のうち12月17日までの訓練手当については12月20日までに、職業訓練を修了した者の訓練終了日の属する月の訓練手当については速やかに）、訓練手当支給申請書（別記様式第4号）を、その者に係る職業訓練を行う施設の長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 受講手当の日額は、500円とする。

3～7 [略]

（受給資格の申請及び認定等）

第9条 訓練手当の支給を受けようとする者は、県内で公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（別記様式第1号）を、県内で認定職業訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（認定職業訓練用）（別記様式第2号）を、県外で公共職業訓練を受ける者にあつては訓練手当受給資格認定申請書（宮崎県出身者用）（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。この場合において、公共職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

2 知事は、前項の訓練手当受給資格認定申請書、訓練手当受給資格認定申請書（認定職業訓練用）又は訓練手当受給資格認定申請書（宮崎県出身者用）（以下これらを「認定申請書」という。）を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当受給資格認定書（別記様式第4号）（以下「受給資格認定書」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があった場合は、速やかに、知事に届け出るとともに前項の受給資格認定書を提出しなければならない。この場合において、公共職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

4 [略]

（訓練手当の支給）

第10条 前条第2項の規定により受給資格を有すると認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、前月分の訓練手当について毎月5日までに（12月分のうち12月17日までの訓練手当については12月20日までに、職業訓練を修了した者の訓練終了日の属する月の訓練手当については速やかに）、公共職業訓練又は職場適応訓練を受けている者にあつては訓練手当支給申請書（別記様式第5号）を、認定職業訓練を受けている者にあつては訓練手当支給申請書（認定職業訓練用）（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。この場合において、公共職業訓練又は認定職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練又は認定職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

別記様式第4号を別記様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号 (第10条関係)

訓練手当支給申請書 (認定職業訓練用) ( 年 月分)

宮崎県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

印

年 月分の訓練手当の支給を次のとおり申請します。

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
訓練が行われなかった日数	日
訓練を受けなかった日数	
①やむを得ない理由による日数	日
①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
②やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数	日
家族と別居して寄宿していない日数	日

基本手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
受講手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
通所手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
寄宿手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
合計額		円
当月請求額		円
保留額		円

認定職業訓練 (求職者支援訓練) 施設による受講証明												
右のカレンダーに該当する印を付けてください。												
(1)職業訓練が行われなかった日 =印 (取消線)												
(2)職業訓練を受けなかった日 ×印												
					月	1	2	3	4	5	6	7
						8	9	10	11	12	13	14
						15	16	17	18	19	20	21
						22	23	24	25	26	27	28
						29	30	31				
特記事項												
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。												
平成 年 月 日												
(認定職業訓練 (求職者支援訓練) の施設の長の職氏名)												印

別記様式第 3 号中「(実受講日)」を「(上限40日分)」に改め、同様式を別記様式第 4 号とする。  
別記様式第 2 号を別記様式第 3 号とし、別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 9 条関係)

(表)

訓練手当受給資格認定申請書 (認定職業訓練用)							
							年 月 日
宮崎県知事 殿				申請者氏名 <span style="float: right;">㊦</span>			
訓練手当の支給を受けたいので、下記により申請します。							
(申請者本人の記入欄)							
氏 名			生年月日			性別	
			年 月 日 (満 歳)			男・女	
住所又は居所					電話番号		
家族の状況							
氏 名	申請者との続柄	年齢	職 業	扶養の有・無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
			有・無	有・無	同居・別居		
寄宿の事実				寄宿開始年月日			
寄宿前の住所又は居所							
通所の開始年月日							
通所の方法							
順路	通所方法の別	区 間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の種類	乗車券等の額	備 考
1		住居から ( 経由) まで	・ km	時間 分		円	
2		から ( 経由) まで	・ km	時間 分		円	
3		から ( 経由) まで	・ km	時間 分		円	
4		から ( 経由) まで	・ km	時間 分		円	
5		から ( 経由) まで	・ km	時間 分		円	
総通所距離 (概算)		総所要時間 (概算)		平均 1 ヶ月間の運賃等の負担額			
km		時間 分		円			

(裏)

(申請者本人の記入欄)

通所経路略図 (経路朱線)	他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	(通所方法の記入の仕方) 1 通常行っている通所の方法のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、JR〇〇線等の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類」欄には、1ヶ月定期、10枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「乗車券等の額」欄には、1ヶ月定期の額、10枚綴り回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。
---------------	------------------------	--

(県の記入欄)

申請する手当の種類	基 本 手 当	技 能 習 得 手 当 の う ち		寄 宿 手 当	
訓 練 期 間	自 年 月 日	至 年 月 日			
訓 練 科					
訓 練 受 講 指 示 の 根 拠	雇用対策法施行規則第2条 第2項(第 号 )				
雇用保険手当等受給資格の有無	有 ・ 無				
種 類	ア 雇用保険基本手当又は傷病手当	イ 雇用保険日雇用労働求職者給付	ウ 船員失業保険金	エ 国家公務員等失業者退職手当	オ ア～ウに相当する地方公共団体が支給する給付
有 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
金 額	円	円	円	円	円
受 給 期 間					
通 所 手 当	該 当 <input type="checkbox"/> → 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> → 理由 :				
算定の基礎となる交通機関等					
順 路	交通機関等の名称	利 用 区 間	定期券・回数券その他の別	1ヶ月の運賃等の額	
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
1 月 の 運 賃 等 の 額				円	

- (注意) 1 申請者本人の記入欄は、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に○印を付けてください。  
2 家族の状況については、市町村長の証明書を求めることがあります。  
3 県の記入欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以降に開始する職業訓練について適用する。

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
副理事長	長 友 喜美男	宮崎市村角町安尊2073番地口
理 事	倉 田 光 行	宮崎市村角町北原2248番地 9
理 事	小 川 宏 文	宮崎市村角町阿波2470番地 1
理 事	赤 木 久 男	宮崎市村角町萩崎2652番地
理 事	小 川 勝	宮崎市村角町中尊1926番地
理 事	石 川 宣 也	宮崎市村角町安尊2066番地
理 事	後 藤 明	宮崎市村角町古郷2430番地
総括監事	佐 藤 安 幸	宮崎市村角町中尊1914番地 3
監 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地 2

（任期：平成26年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	森 栄 和	宮崎市村角町木ノ元 759番地 5
理 事	長 友 喜美男	宮崎市村角町安尊2073番地口
理 事	倉 田 光 行	宮崎市村角町北原2248番地 9
理 事	小 川 宏 文	宮崎市村角町阿波2470番地 1
理 事	赤 木 久 男	宮崎市村角町萩崎2652番地
理 事	小 川 勝	宮崎市村角町中尊1926番地
理 事	石 川 宣 也	宮崎市村角町安尊2066番地
理 事	後 藤 明	宮崎市村角町古郷2430番地

監 事	佐 藤 安 幸	宮崎市村角町中尊1914番地 3
監 事	後 藤 尚 武	宮崎市村角町北原2229番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	東 郷 辰 孝	宮崎市高岡町飯田2239番地 3
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	椎 葉 重 敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	吉 田 清 洋	宮崎市高岡町五町1784番地 2
理 事	福 永 悟	宮崎市高岡町花見3950番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
監 事	吉 松 忠 博	宮崎市高岡町小山田2443番地 3
監 事	藺 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
監 事	横 山 繁 春	宮崎市高岡町紙屋 412番地

（任期：平成26年3月31日まで）

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	東 郷 辰 孝	宮崎市高岡町飯田2239番地 3
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	蔵 田 廣 英	宮崎市高岡町下倉永 703番地 2
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	井 上 武 美	宮崎市高岡町飯田2694番地 4
理 事	福 永 悟	宮崎市高岡町花見3950番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
監 事	吉 松 忠 博	宮崎市高岡町小山田2443番地 3
監 事	藪 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
監 事	横 山 繁 春	宮崎市高岡町紙屋 412番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	武 石 邦 雄	高原町大字西麓 105番地
理 事	吉 田 良 信	高原町大字西麓 7 番地

理 事	川 口 廣	高原町大字広原4954番地 2
理 事	中 園 康 興	高原町大字広原5024番地
理 事	増 田 勉	高原町大字蒲牟田1297番地 3
理 事	中 原 吉 久	高原町大字蒲牟田1607番地 2
理 事	大 迫 純 憲	高原町大字西麓1515番地
理 事	林 敏 美	高原町大字西麓1701番地
理 事	押領司 シゲ子	高原町大字西麓1145番地
理 事	大 迫 昭 夫	高原町大字西麓3244番地
理 事	中 嶋 福 重	高原町大字西麓2872番地
理 事	下 園 岩 夫	高原町大字西麓2410番地 1
監 事	横 田 素 男	高原町大字蒲牟田1078番地24
監 事	地 村 光 男	高原町大字西麓1711番地
監 事	大 迫 親 夫	高原町大字西麓2226番地

(任期：平成27年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	武 石 邦 雄	高原町大字西麓 105番地
理 事	吉 田 良 信	高原町大字西麓 7 番地
理 事	川 口 廣	高原町大字広原4954番地 2
理 事	荒 殿 一 男	高原町大字西麓 604番地
理 事	増 田 勉	高原町大字蒲牟田1297番地 3
理 事	中 原 吉 久	高原町大字蒲牟田1607番地 2
理 事	大 迫 純 憲	高原町大字西麓1515番地
理 事	林 敏 美	高原町大字西麓1701番地
理 事	押領司 シゲ子	高原町大字西麓1145番地
理 事	大 迫 昭 夫	高原町大字西麓3244番地
理 事	中 野 一 憲	高原町大字西麓2807番地 1
理 事	四 位 龍 男	高原町大字西麓2583番地 1

監 事	横 田 素 男	高原町大字蒲牟田1078番地24
監 事	地 村 光 男	高原町大字西麓1711番地
監 事	大 迫 親 夫	高原町大字西麓2226番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	青 木 義 春	都城市梅北町7201番地 6

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成24年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

平成24年10月29日（月曜日）から12月 4 日（火曜日）まで

2 開催場所

児湯郡高鍋町大字持田5733番地 県立農業大学校

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

平成24年 7 月17日（火曜日）から 8 月 3 日（金曜日）まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

33,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

(1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会（〒 135-0041東京都江東区冬木11番17号イシマビル17階 電話03-5621-2070 F A X 03-5621-2077）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課（電話0985-26-7139）にすること。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成24年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとする。

(1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営沖の下B団地	日向市大字財光寺3120番地 1
2	県営三ツ枝B団地	日向市大字財光寺3612番地 4
3	県営古城ヶ鼻団地	日向市大字富高6960番地 5
4	県営塩見川西団地	日向市比良町 1 丁目47番地
5	県営日知屋東団地	日向市大字日知屋 16263番地
6	県営川路団地	日向市大字財光寺6547番地 3
7	県営土橋団地	東臼杵郡門川町大字門川尾末2807番地 1
8	県営下水流団地	東臼杵郡門川町上町 4 丁目24番地
9	県営本村団地	東臼杵郡門川町大字門川尾末2124番地
10	県営平城団地	東臼杵郡門川町平城西 5 番 1 号
11	県営加草団地	東臼杵郡門川町大字加草1581番地 7
12	県営宮ヶ原団地	東臼杵郡門川町宮ヶ原 5 丁目31番地
13	県営三ツ瀬団地	延岡市三ツ瀬町 2 丁目 6 番地 1
14	県営野田団地	延岡市野田町 6 丁目5423番地
15	県営塩浜団地	延岡市塩浜町 2 丁目1856番地 1
16	県営野田第二団地	延岡市野田町1845番地 1
17	県営一ヶ岡団地	延岡市北一ヶ岡 3 丁目10番
18	県営共栄団地	延岡市共栄町71番地 8
19	県営昭和団地	延岡市昭和町 2 丁目2233番地
20	県営浜町団地	延岡市浜町 554番地 2
21	県営大貫東団地	延岡市大貫町 3 丁目 945番地
22	県営土々呂団地	延岡市土々呂町 5 丁目1524番地 1
23	県営希望ヶ丘団地	延岡市野田町 6 丁目5354番地 4
24	県営塩浜南団地	延岡市塩浜町 2 丁目1813番地 1
25	県営塩浜西団地	延岡市沖田町2241番地 7
26	県営田口野団地	西臼杵郡高千穂町大字三田井 939番地 8
27	県営西町団地	西臼杵郡高千穂町大字三田井1195番地 13

(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 指定期間

平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務

(2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務

(3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務

(4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第78条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年宮崎県規則



第53号) 第47条に規定する管理の基準による。

#### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

#### 6 指定管理者の申請に必要な資格

(1) 日向土木事務所、延岡土木事務所、西臼杵支庁（以下「土木事務所等」という。）の各管内のいずれかに本店等を、土木事務所等の各管内に支店等を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制を確保できること。

ア 本店等の事務所が行う県との窓口業務、財務事務の総括及び支店等の指導等の業務

イ 支店等の事務所が行う県営住宅の管理等の業務

(3) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(4) 宮崎県又は延岡市が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

#### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(5) 地域への貢献等が図られているものであること。

#### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者候補者共同選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

#### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7196

延岡市都市建設部建築住宅課住宅係 宮崎県延岡市南町1丁目1番9号 NTT本館ビル1階 郵便番号 882-0822 電話番号0982(22)7023

(2) 配布期間 平成24年7月9日から平成24年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 平成24年8月27日から平成24年9月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7196

延岡市都市建設部建築住宅課住宅係 宮崎県延岡市南町1丁目1番9号 NTT本館ビル1階 郵便番号 882-0822 電話番号0982(22)7023

#### 12 その他

(1) 指定管理者の指定手続に関する詳細は、募集要領による。

(2) 宮崎県と延岡市は、同一の募集要領により合同で指定管理者の募集を行い、宮崎県と延岡市の双方が指定した同一の指定管理者が上記1(1)に掲げる県営住宅及び延岡市営住宅等の管理を行う。

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）で使用する電気

(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 平成24年10月1日午前0時から平成25年9月30日午後12時まで

(4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契

<p>約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 71 99</p> <p>(2) 期間 平成24年 7 月 9 日から平成24年 8 月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当</p> <p>(2) 期間 平成24年 7 月 9 日から平成24年 8 月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002</p> <p>(2) 提出期限 平成24年 8 月23日午後 5 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。</p> <p>7 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁附属棟 3 階 303号室 宮崎市橋通東 2 丁目10 番 1 号</p> <p>(2) 日時 平成24年 8 月24日午前 9 時</p> <p>8 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002</p> <p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p>	<p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building</p> <p>(2) Time limit for tender:5:00p.m.23 August, 2012</p> <p>(3) Contact point for the notice:General Affairs Division,General Affairs Department, Miyazaki Prefectural government 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City 880-8501 Japan ,TEL : 0985-26-7002</p> <hr/> <p><b>入札公告</b></p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>平成24年 7 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達件名 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気</p> <p>(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 供給期間 平成24年10月 1 日午前 0 時から平成25年 9 月30日 午後12時まで</p> <p>(4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）</p> <p>(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 71</p>
---	---

99

- (2) 期間 平成24年7月9日から平成24年8月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当  
(2) 期間 平成24年7月9日から平成24年8月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係  
(2) 提出期限 平成24年8月23日午後5時  
(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

## 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部7階703会議室 宮崎市旭1丁目8番28号  
(2) 日時 平成24年8月24日午後1時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号(代) 0985-31-0110

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.  
(2) Time limit for tender:5:00.p.m.23 August, 2012  
(3) Contact point for the notice:Finance Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan.  
TEL:0985-31-0110

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年7月9日

県立宮崎病院長 豊田 清一

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 県立宮崎病院で使用する電気  
(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 供給期間 平成24年10月1日午前0時から平成25年9月30日午後12時まで

- (4) 供給場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号

- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7199

- (2) 期間 平成24年7月9日から平成24年8月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当  
(2) 期間 平成24年7月9日から平成24年8月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課整備担当  
(2) 提出期限 平成24年8月23日午後5時  
(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

## 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院2階中会議室 宮崎市北高松町5番30号  
(2) 日時 平成24年8月24日午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

<p>9 入札の無効に関する事項 宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等 県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181</p> <p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital (2) Time limit for tender:5:00p.m.23August, 2012 (3) Contact point for the notice: Equipments Section General Affairs Division. Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan.TEL:0985 (24) 4181</p> <hr/> <p><b>入札公告</b> 一般競争入札を次のとおり実施する。 平成24年 7 月 9 日 宮崎県立延岡病院長 楠 元 志都生</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達件名 県立延岡病院で使用する電気 (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 供給期間 平成24年10月 1 日午前 0 時から平成25年 9 月30日午後12時まで (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10 (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項 (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件</p>	<p>契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合 (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。 (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 71 99 (2) 期間 平成24年 7 月 9 日から平成24年 8 月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間 (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 (2) 期間 平成24年 7 月 9 日から平成24年 8 月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法 (1) 提出場所 県立延岡病院総務課整備担当 (2) 提出期限 平成24年 8 月23日午後 5 時 (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。</p> <p>7 開札の場所及び日時 (1) 場所 県立延岡病院 2 階会議室 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10 (2) 日時 平成24年 8 月24日午前11時</p> <p>8 入札保証金 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項 宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181</p> <p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Ele-</p>
--	--

ctricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital

- (2) Time limit for tender:5:00p.m.23. August, 2012  
 (3) Contact point for thenotice:Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL:0982 (32) 6181

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年7月9日

県立日南病院長 鬼塚敏男

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 県立日南病院で使用する電気  
 (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
 (3) 供給期間 平成24年10月1日午前0時から平成25年9月30日午後12時まで  
 (4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号  
 (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合  
 (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
 (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。  
 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7199  
 (2) 期間 平成24年7月9日から平成24年8月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当  
 (2) 期間 平成24年7月9日から平成24年8月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当  
 (2) 提出期限 平成24年8月23日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

#### 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号  
 (2) 日時 平成24年8月24日午前10時

#### 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

#### 9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 11 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号  
 郵便番号 887-0013 電話番号0987(21)1627

#### 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital  
 (2) Time limit for tender:5:00 p.m. 23 August, 2012  
 (3) Contact point for the notice: Equipments Section General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL:0987 (21) 1627

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月9日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

宮崎県公安委員会規則第 5 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第1項第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(12) [略]</p> <p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本又は住民票の写し（<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合</u>にあっては、<u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し</u>）。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第1項第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u></p> <p>(6)～(13) [略]</p> <p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本又は住民票の写し</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第23号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年 7 月 9 日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	4号警備業務	平成24年8月22日(木)から同月23日(木)まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	平成24年7月9日(月)から同月20日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 資格者証又は講習修了証明書の写し
- ウ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

## 雑 報

### 平成24年度行政書士試験の実施について

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成24年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成24年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

#### 1 試験期日

平成24年11月11日 (日) 午後1時から午後4時まで

#### 2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校 (宮崎市天満町9-1)

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

##### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

###### ア 受付期間

平成24年8月6日 (月) から9月7日 (金) まで

###### イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター (東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階)

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください (あて先は印刷されています。)。9月7日の消印があるものまで受け付けます。

###### ウ 提出書類

受験願書一式 (配布場所についてはオをご覧ください。)

###### エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

###### オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

###### ① 郵送配布

###### (ア) 配布期間

平成24年8月6日 (月) から8月31日 (金) まで

###### (イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒 (角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ) を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。ただし、8月31日必着のこと。

郵便番号 100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留財団法人行政書士試験研究センター

##### ② 窓口配布

###### (ア) 配布期間

平成24年8月6日 (月) から9月7日 (金) まで

###### (イ) 配布場所

財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

##### (2) インターネットによる受験申込み

###### ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に掲載します。

###### イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料 (7,000円) の払込みは、クレジットカード (申込者本人名義のものに限る。) による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

###### ウ 受付期間

① 平成24年8月6日 (月) 午前9時から9月4日 (火) 午後5時まで

この出願システムは、9月4日 (火) 午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中 (入力中) であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日 (9月4日) は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

##### 5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中の特例措置 (車椅子の使用、点字受験など) を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

##### 6 合格発表の日時及び方法

###### (1) 日時

平成25年1月28日 (月) 午前9時

###### (2) 方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験

番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

7 その他

詳細については、財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）、宮崎県行政書士会（電話：0985-24-4356）又は宮崎県総務部市町村課（電話：0985-26-7116）にお問い合わせください。